

参考資料

1	図書館法	
	〔昭和二十五年四月三十日 法律第百十八号〕	01
2	図書館の設置及び運営上の望ましい基準	
	（平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号）	11
3	子どもの読書活動の推進に関する法律	
	〔平成十三年十二月十二日 法律第百五十四号〕	19
4	文字・活字文化振興法	
	〔平成十七年七月二十九日 法律第九十一号〕	21
5	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	
	〔令和元年六月二十八日号外法律第四十九号〕	23
6	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（概要版）	27
7	生涯学習社会の中で札幌市図書館が果たすべき役割について	
	（平成 28 年（2016 年）10 月 26 日 第 6 期札幌市図書館協議会 答申）	28
8	第 3 次札幌市生涯学習推進構想（概要版）	
	（平成 29 年（2017 年）3 月策定）	42
9	図書館との連携を核とした新たな生涯学習推進体制の方針（概要版）	
	（平成 30 年（2018 年）4 月 札幌市教育委員会 方針）	50
10	地域の身近な施設を活用した生涯学習について（概要版）	
	（令和元年（2019 年）6 月 札幌市社会教育委員会議 提言）	52
11	札幌市教育振興基本計画《改訂版》（概要版）	
	（平成 31 年（2019 年）2 月改定）	54
12	関連する主な計画等（国・北海道・札幌市）	62

○図書館法

〔昭和二十五年四月三十日 法律第百十八号〕

目次

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 公立図書館（第十条—第二十三条）

第三章 私立図書館（第二十四条—第二十九条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除〔昭和六〇年七月法律九〇号〕

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除〔平成二〇年六月法律五九号〕

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除〔平成一一年七月法律八七号〕

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除〔昭和四二年八月法律一二〇号〕

（都道府県の教育委員会との関係）

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

（国及び地方公共団体との関係）

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

（入館料等）

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

（図書館同種施設）

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第十七条の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 図書館令（昭和八年勅令第百七十五号）、公立図書館職員令（昭和八年勅令第百七十六号）及び公立図書館司書検定試験規程（昭和十一年文部省令第十八号）は、廃止する。

3 この法律施行の際、現に都道府県又は五大市の設置する図書館の館長である者及び五大市以外の市の設置する図書館の館長である者は、第十三条第三項の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ都道府県若しくは五大市の設置する図書館の館長又は五大市以外の市の設置する図書館の館長となる資格を有するものとする。

4 この法律施行の際、現に公立図書館、旧図書館令第四条若しくは第五条の規定により設置された図書館、国立国会図書館又は学校に附属する図書館において館長若しくは司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員（大学以外の学校に附属する図書館の職員にあつては、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する普通免許状若しくは仮免許状を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第一条の規定により普通免許状若しくは仮免許状を有するものとみなされる者に限る。）は、第五条の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ司書又は司書補となる資格を有するものとする。

5 この法律施行の際、現に公立図書館又は私立図書館において館長、司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員は、別に辞令を發せられない限り、それぞれ館長、司書又は司書補となつたものとする。

6 第四項の規定により司書又は司書補となる資格を有する者は、この法律施行後五年間に第六条の規定による司書又は司書補の講習を受けた場合においては、この法律施行後五年を経過した日以後においても、第五条の規定にかかわらず、司書又は司書補となる資格を有するものとする。但し、第四項の規定により司書補となる資格を有する者（大学を卒業した者を除く。）が司書の講習を受けた場合においては、第五条第一項第三号の規定の適用があるものとする。

7 旧図書館職員養成所を卒業した者は、第五条の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。

8 旧国立図書館附属図書館職員養成所又は旧文部省図書館講習所を卒業した者及び旧公立図書館司書検定試験規程による検定試験に合格した者は、第六条の規定による司書の講習を受けた場合においては、第五条の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。

9 教育委員会は、この法律施行後三年間に限り、公立図書館の館長となる資格を有する者が得られないときは、図書館に関し学識経験のある者のうちから、館長を任命することができる。但し、その者は、当該期間内に公立図書館の館長となる資格が得られない限り、この法律施行後三年を経過した日以後は、館長として在任することができない。

10 第五条第一項並びに附則第四項及び第六項の大学には、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を含み、第五条第二項第二号に規定する学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令若しくは旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科若しくは青年学校本科又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者を含むものとする。

11 この法律施行の際、現に市町村の設置する図書館に勤務する職員で地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）施行の際官吏であつたものは、別に辞令を發せられない限り、当該図書館を設置する市町村の職員に任命されたものとする。

12 この法律施行の際、現に教育委員会の置かれていない市町村にあつては、教育委員会が設置されるまでの間、第七条、第八条、第十三条第一項、第十五条、第十八条及び附則第九項中「市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会」、「市町村の教育委員会」又は「教育委員会」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

13 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔昭和二十七年六月一二日法律第一八五号〕

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和二十七年七月三十一日法律第二七〇号抄〕

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和二十七年八月一四日法律第三〇五号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔昭和二八年一月政令八号により、昭和二八・二・一三から施行〕

附 則〔昭和三十一年六月一二日法律第一四八号〕

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行の日〔昭和三十一年九月一日〕から施行する。

2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に関し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

附 則〔昭和三十一年六月三〇日法律第一六三号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和三四年四月三〇日法律第一五八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和三六年六月一七日法律第一四五号〕

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十四号）の施行の日〔昭和三十六年六月一七日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和三七年五月一五日法律第一三三号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和四〇年三月三十一日法律第一五号抄〕

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和四二年八月一日法律第一二〇号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和六〇年七月一二日法律第九〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一〇年六月一二日法律第一〇一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一一年七月一六日法律第八七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第百五十七條第四項から第六項まで、第百六十條、第百六十三條、第百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

二～六 〔略〕

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第千三百四十四条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔平成一四年五月一〇日法律第四一号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、〔中略〕附則〔中略〕第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十二条 附則第二条から第四条まで、第六条、第七条、第十条、第十二条、第十五条から第十七条まで及び第十九条に定めるもののほか、印刷局の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔平成一八年六月二日法律第五〇号抄〕

（罰則に関する経過措置）

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一八年六月二日法律第五〇号〕

沿革

平成二三年 六月二四日号外法律第七四号〔情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則三五条による改正〕

この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律＝平成一八年六月法律第四八号〕の施行の日〔平成二〇年一二月一日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一九年六月二七日法律第九六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成一九年一二月政令三六二号により、平成一九・一二・二六から施行〕

附 則〔平成二〇年六月一日法律第五九号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中図書館法第五条第一項第二号を削る改正規定及び同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として一号を加える改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

（図書館法の一部改正に伴う経過措置）

3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前に第二条の規定による改正前の図書館法第五条第一項第二号に規定する図書館に関する科目のすべてを履修した者の司書となる資格については、なお従前の例による。

4 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前から引き続き大学に在学し、当該大学において図書館に関する科目を履修する者の司書となる資格に関し必要な経過措置は、文部科学省令で定める。

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇五号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 〔前略〕第十七条から第十九条まで〔中略〕の規定 平成二十四年四月一日

三～六 〔略〕

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二九年五月三十一日法律第四一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月七日法律第二六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 第十一条の規定及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三・四 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号)

図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成十三年文部科学省告示第百三十二号)の全部を次のように改正し、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。

平成 24 年 12 月 19 日 文部科学大臣 田中眞紀子

目次

第一 総則

- 一 趣旨
- 二 設置の基本
- 三 運営の基本
- 四 連携・協力
- 五 著作権等の権利の保護
- 六 危機管理

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

- (一) 基本的運営方針及び事業計画
- (二) 運営の状況に関する点検及び評価等
- (三) 広報活動及び情報公開
- (四) 開館日時等
- (五) 図書館協議会
- (六) 施設・設備

2 図書館資料

- (一) 図書館資料の収集等
- (二) 図書館資料の組織化

3 図書館サービス

- (一) 貸出サービス等
- (二) 情報サービス
- (三) 地域の課題に対応したサービス
- (四) 利用者に対応したサービス
- (五) 多様な学習機会の提供
- (六) ボランティア活動等の促進

4 職員

- (一) 職員の配置等
- (二) 職員の研修

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

2 施設・設備

3 調査研究

4 図書館資料

5 職員

6 準用

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

2 広報活動及び情報公開

3 開館日時

4 施設・設備

二 図書館資料

三 図書館サービス

四 職員

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。

3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

4 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。

5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

（一）基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

（二）運営の状況に関する点検及び評価等

1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

（三）広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

（四）開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

（五）図書館協議会

1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

（六）施設・設備

1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

（一）図書館資料の収集等

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。

3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ （乳幼児とその保護者に対するサービス） 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ （外国人等に対するサービス） 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ （図書館への来館が困難な者に対するサービス） 宅配サービスの実施

（五）多様な学習機会の提供

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

（六）ボランティア活動等の促進

1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

（一）職員の配置等

1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の 2 に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。

3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

（二）職員の研修

1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

ア 資料の紹介、提供に関すること

イ 情報サービスに関すること

ウ 図書館資料の保存に関すること

エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること

オ 図書館の職員の研修に関すること

カ その他図書館運営に関すること

2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の 6 により準用する第二の一の 1 の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア 研修

イ 調査研究

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の 6 により準用する第二の一の 2 に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

1 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の 6 により準用する第二の一の 4 の(一)に定める職員のほか、第二の二の 1、3 及び 4 に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

2 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

1 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。

3 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

1 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。

2 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

○子どもの読書活動の推進に関する法律

〔平成十三年十二月十二日 法律第百五十四号〕

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条

政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条

都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○文字・活字文化振興法

〔平成十七年七月二十九日 法律第九十一号〕

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵かん養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵かん養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵かん養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵かん養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵かん養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

[令和元年六月二十八日 法律第四十九号]

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本計画等(第七条・第八条)

第三章 基本的施策(第九条—第十七条)

第四章 協議の場等(第十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化をいう。)の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。)であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）概要

目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて
文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

基本理念（3条）

- ・アクセシブルな電子書籍等（デジタイズ図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

基本的施策（9条～17条）

①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条）

- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実
- ・円滑な利用のための支援の充実
- ・点字図書館における取組の促進 など

②インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）

- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク（サピエ図書館を想定）の運営への支援
- ・関係者間の連携強化 など

③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条）

- ・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援
- ※ 特定書籍・特定電子書籍等：著作権法 37 条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等
- ・出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など

④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条）

- ・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・著作権者と出版者との契約に関する情報提供
- ・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など

⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条）

- ・相談体制の整備 など

⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）

⑦情報通信技術の習得支援（15条）

- ・講習会・巡回指導の実施の推進 など

⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（16条）

⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条）

※ 地方公共団体は、③のテキストデータ等の提供促進部分・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（7条）、地方公共団体は計画策定の努力義務（8条）

政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け（6条）

協議の場等（18条）

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

生涯学習社会の中で札幌市図書館が果たすべき役割について

(答申)

平成 28 年（2016 年）10 月 26 日

第 6 期札幌市図書館協議会

目 次

第 1 章	はじめに	2 P
第 2 章	札幌市図書館の沿革	3 P
第 3 章	答申にあたっての考え方	5 P
第 4 章	生涯学習社会における図書館の役割	6 P
第 5 章	課題	9 P
第 6 章	おわりに	11 P

第1章 はじめに

第6期の札幌市図書館協議会が平成28年2月にスタートし、それと同時に札幌市中央図書館長から、「生涯学習社会の中で札幌市図書館が果たすべき役割について」の諮問を受けた。

札幌市では急速な少子高齢化が進んでおり、生産年齢人口の割合が減少し、特に若者の道外への流出が増加する中で、札幌に根差した産業やビジネスの発想を育む土壌をどう作っていくことができるのか、地域における課題解決の支援や個人と地域をどうつなぐことができるのか、市民が生涯にわたりより良い生活を営んでいくために様々なことを学ぶことのできる環境が必要になっている。

また、札幌市の公共施設は、人口の増加に伴い、冬季オリンピックや政令指定都市移行のあった1970年代に一斉に建設された経緯がある。それから40年が過ぎた今、老朽化した施設を今後どう更新していくのかを考えていくときに、少子高齢化の問題も絡み、札幌の都市構造や人口構造が変わっていく中、札幌市のまちづくりをどうしていくのかということが大きな課題になる。

その中で、まちの機能として生涯にわたって学習していける機能をどこに持っていくのか、今後の札幌という都市における生涯学習のあり方が問われている。

図書館は、社会教育施設の一つとして、これまでも札幌市の生涯学習施策の一翼を担ってきたが、第2次札幌市図書館ビジョン（平成24年1月策定）で示したこれからの方向性や、図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月文部科学省告示）等を踏まえ、今後の札幌市の未来像を考えたとき、改めて生涯学習社会の中で図書館がどのような役割を担うことが札幌市民全体に貢献できるのか、を考えて今回の答申をまとめた。

第2次札幌市図書館ビジョンに掲げる「生涯にわたる学習を支える場」「生活や活動に役立ち、新たな活動を醸成する場」となる図書館を目指した取り組みにおいて、今回の答申で示した考えが生かされることを期待する。

第2章 札幌市図書館の沿革

昭和 25 年、社会教育法に基づき、国民の教育と文化の発展に寄与することを目的として図書館法が制定されたことに伴い、札幌市でも市立札幌図書館条例が公布され、同年 5 月、市立札幌図書館が時計台に開設された。

その後、昭和 42 年には北 2 条西 12 丁目に移転し、名称を札幌市立図書館に、昭和 54 年には札幌市中央図書館に改称し、菊水図書館（現在の東札幌図書館）の開設を皮切りに、現在の地区図書館の設置が始まり、平成 9 年の清田図書館開設をもって全区に地区図書館を配置する体制となった。

現在の中央図書館は、平成 3 年に南 22 条西 13 丁目に移転し、この移転オープンに際して、中央図書館、地区図書館、区民センター図書室等をつなぐコンピューターオンラインシステムを完成させている。

平成 14 年には、概ね 10 年間の図書館運営の基本方針となる札幌市図書館ビジョンを策定し、このビジョンに基づき、平成 18 年 4 月には開館日・開館時間を延長し、休館日は年末年始や蔵書一斉点検のほかは、毎月第 2・第 4 水曜日の 2 日間のみ、開館時間についても中央図書館は平日夜 8 時まで、地区図書館は火・水・木曜日は夜 7 時まで夜間延長しており、より多くの市民に利用してもらえるようサービスを拡大している。また、同年 8 月には地下鉄大通駅のコンコースに大通カウンターを設置し、さらに平成 20 年にはインターネットによる予約も開始している。

現在、市内 41 カ所の図書施設はオンラインで結ばれ、市内のどこでも本の貸出、返却、予約本の受け取りをすることができる体制を構築している。

札幌市図書館ビジョンの策定から 10 年が経過した平成 24 年には、さらなるサービスの向上を目指して、第 2 次札幌市図書館ビジョンを策定し、以降の 10 年間の目指す方向性を示している。その後も、平成 26 年に本の森をテーマにした中央図書館のリニューアルや、電子書籍の貸出を開始するなどサービスの拡大を続けている。

また、平成 28 年 11 月には清田図書館以来 19 年ぶりとなる新設図書館であ

る札幌市えほん図書館が、さらに平成 30 年 10 月には仕事や暮らしに役立つ情報の提供に特化した図書館である札幌市図書・情報館が、それぞれ開設される予定である。

第3章 答申にあたっての考え方

答申にあたっては、以下の札幌市の方針や文部科学省の基準等に掲げられた方向性を踏まえた上で、検討を行った。

【第2次札幌市図書館ビジョン（平成24年1月策定）】

今後の図書館は、市民の生活や創造的な活動を支える「知の拠点」となることを目指して、単なる読書活動を支援するだけでなく、「生涯にわたる学習を支える場」「生活や活動に役立ち、新たな活動を醸成する場」となることを掲げている。

【図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月文科省告示）】

市町村立図書館は利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の共用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとされている。

【札幌市市有建築物の配置基本方針（平成26年12月策定）】

30年先を見据えた中長期的な方針として、今後建て替え・更新をする公共施設については、特定の対象、目的のために作るのではなく、複合化、多目的化によって施設を多機能化・集約化することにより、多世代交流の創出も図ることが基本的な考え方とされている。

【第2次札幌市生涯学習推進構想（平成19年3月策定）】

図書館を含めた様々な生涯学習関連施設の有機的連携、機能強化を図ることが謳われている。

第4章 生涯学習社会における図書館の役割

第1～3章で述べてきた札幌市を取り巻く状況やこれまでの取り組みを踏まえ、当協議会では、生涯学習社会の中で、知の拠点としての札幌市図書館が果たすべき役割について、以下の5点にまとめた。

（１）物的・人的資源を用いた市民への学習支援

図書館は公共施設の中で、市民が気軽に足を運ぶことのできる社会教育施設であり、また、利用者の多い生涯学習関連施設の一つであるといえる。

本市の生涯学習関連施設としては、図書館のほかにも、生涯学習施策の中核施設である生涯学習センターをはじめ、区民センター・地区センターなど、様々な施設がある。その中で、生涯学習の場としての図書館がどのような特色を持っているのかを明確にしておくことが必要である。

図書館は大量の資料・情報を収集し、専門的知識をもった司書が、分類・体系化して保存している。そしてその分類・体系化された情報群から、利用者が必要とする情報を提供し、レファレンスを軸とした学習の支援を行うことができる。このような学習支援は、数ある生涯学習関連施設の中でも図書館でしか行うことができないものといえる。

これら図書館の物的・人的資源を活用することで、個人の学習がより深まり、さらにそれが他分野へと関心が広がっていく、あるいは創造的な活動を生んでいくきっかけになることを期待したい。

（２）生涯学習施策の基盤

札幌市には、全区に図書館が配置されており、さらに31の図書施設を市内に配置し、これらの施設をコンピューターオンラインシステムや物流システムでつなげることにより、どの施設の資料でも希望する施設で貸出・返却できる図書館サービス網を形成している。

このサービス網を活用し、各区の図書館を生涯学習施策の基盤、すなわちそ

それぞれの区における生涯学習の拠点として機能させることで、市民へのさらなるサービスアップを図ることができる。

例えば、札幌市が現在行っている生涯学習事業に西区宮の沢の生涯学習センターで開催されている市民カレッジがあるが、このような市民向け講座を、各区の図書館を会場として行い、講座の際には関連する図書館所蔵資料の案内を行うなどの図書館ならではの取組との連携により、学習をさらに深めることができる。

このように、各区の図書館を活用することで市内全域に偏りなく、かつ効果的に図書館の特色を生かした生涯学習施策を展開することが可能になる。

また、生涯学習の拠点として図書館の利用用途を拡げることで、今まで図書館をあまり利用していなかった市民が図書館に足を向けるきっかけづくりになることも期待したい。

（３）市民の自主的、自発的な活動の場

現在図書館では、読み聞かせなど、図書（図書館）に関する様々なボランティア団体が活動を行っているが、図書館がより多くの市民に利用され、図書館が持っている資源が最大限に生かされるためには、小さな子どもから若者、高齢者や障がいのある方など、あらゆる市民にとって、より自主的、自発的な活動の場として図書館が今後展開されることが望ましい。

そのためには、単なる本の貸し借りをするためだけではなく、講座の実施はもちろん、市民自らがアイデアや活動を創造する、また実践するための場としても図書館が活用されることが重要である。施設面では、静かに読書や調べ物をする静的空間と、活動できる動的空間の両立が求められる。

このような取組を通して、これまで図書館の主要な機能であった個々人の読書、情報収集の支援に加え、利用者同士の情報交換の場など、人と人を結びつける役割も期待でき、図書館が、まさに本と人と文化を結ぶ場として機能していくことになる。

（４）他施設との連携とアウトリーチ

図書館の活動は、図書館の中だけで完結するものではない。図書館は他の公共図書館、大学図書館、専門図書館などの図書施設とのネットワークを介して、全国の情報資源と市民を結ぶ機能を持っている。

これに加え、生涯学習センターやエルプラザなどの施設との図書館資料を活用した連携や、これらの施設への図書館事業のアウトリーチなども積極的に行い、地域の生涯学習ネットワークのハブとしての役割も担っていくことが重要である。

（５）学校教育へのサポート

公共図書館（図書館法）と学校図書館（学校図書館法）では根拠となる法律が異なりこそすれ、地域における学び、生涯にわたっての学習活動の支援という観点では、学校図書館が地域の学びの場の一つとして、地域に還元できる取組を行うことは、非常に重要な要素である。

調べもの学習や職場体験などの学校教育における児童・生徒への学習支援の継続に加え、市内小・中学校の学校図書館との協力も積極的に行い、学校図書館への司書研修や支援・連携を今よりも強化し、公共図書館の資料の活用も視野に入れた学校教育へのサポートをしていく必要がある。

第5章 課題

第4章で、生涯学習社会の中での札幌市図書館が果たすべき役割を示したが、これらの役割を果たすためには、以下のような解決しなければならない課題がある。

（１）図書館職員の知識・技術の向上

図書館に従事する職員は、学校図書館との連携体制をより強化し、図書館の地域の生涯学習拠点としての機能を高めるために、従来からの図書館サービスの提供にかかる知識・技術をさらに向上させるとともに、生涯学習に関する様々な市民ニーズに対応できる力も身につけなければならない。

そのためには、単に司書資格を有している、あるいは生涯学習の概念を知っていることに加え、札幌市における生涯学習や学校教育、学校図書館に関する知識や理解を一層深めていくことが不可欠といえる。

このような知識・技術の着実な習得を図るためには、長期的視野に立った計画に基づく職員の育成が必要となる。

（２）各種関係団体との連携強化

これまでの図書館事業に加えて、図書館が単独で新たな生涯学習関連事業を展開していたのでは、効率的とは言えない。各種関係団体と連携し、物的資源である資料・情報、人的資源である司書の専門性という図書館の長所を活用して「既存の生涯学習施策・事業に図書館が入り込んでいく」という考えが大切である。

各種関係団体との連携・協力により、お互いが持っているノウハウを活用し合うことで、効率的・効果的な事業展開が可能となる。また、今まで図書館内で行っていた事業に関しても、他施設・団体との連携を通して図書館の外に向いて行うなどの工夫により、今まで図書館を利用したことのない市民の目に触れる機会を積極的に作り、新たな図書館利用者を開拓していくことが重要で

ある。

市の所管部局や運営形態にこだわらず、様々なネットワークを形成していかなければならない。

（３）積極的な情報発信

積極的に情報発信を行い、図書館自らの役割を札幌市民にＰＲしていくことも大切である。

札幌市のホームページや広報誌といった各媒体を利用した事業・イベントの告知にとどまらず、あらゆる機会をとらえ、図書館の役割や機能、生涯学習関連施設としての機能について情報発信し続けることが重要である。

第6章 おわりに

2月に諮問を受けてからおおよそ8か月間で今回の答申をまとめた。答申を作成するにあたっては、各委員からはそれぞれの知識・見識に基づいた意見が出され、活発な議論が行われた。

昨今、全国各地で図書館の在り方について様々な議論が交わされている。図書館の持つ集客力に着目した図書館建設を中心とする再開発事業であったり、図書館機能だけではなく市民活動支援や青少年活動支援を組み合わせた形で市民の学習支援であったりと、まさに図書館が“まちづくりのツール”として認知されている証左といえる。

「生涯学習社会の中で札幌市図書館が果たすべき役割」を今回の答申でまとめたが、これらの役割を効果的に実現しうる図書館の運営に関しても、様々な運営形態を視野に入れながら、さらなる議論を深め、検討していく必要があろう。

札幌市の図書館が図書館本来の機能を最大限に高めながら、今後ますます札幌市民に広く利用され、札幌市のまちづくりと市民の生活になくてはならない「知の拠点」となることを願う。

札幌市図書館協議会 審議経過

平成 28 年	第 1 回 (2 月 15 日)	中央図書館長から諮問
	第 2 回 (5 月 12 日)	1 回目の議論
	第 3 回 (7 月 14 日)	2 回目の議論 ※札幌市生涯学習センターで開催
	第 4 回 (8 月 25 日)	3 回目の議論
	第 5 回 (9 月 23 日)	4 回目の議論 答申案作成
	第 6 回 (10 月 26 日)	5 回目の議論 答申

第 6 期札幌市図書館協議会委員名簿

氏 名	所 属
秋山 雅彦	サイエンス・コンソーシアム札幌 幹事
上田 照子	公募委員
荻原 啓	札幌市学校図書館協議会 会長 札幌市立厚別南中学校 校長
神原 慶子	読み聞かせの会「ねこやなぎ」代表 (財)出版文化産業振興財団 J P I C 読書アドバイザー
河村 芳行	北海道武蔵女子短期大学 教授
北村 善雄	公募委員
木村 佳子	札幌市社会教育委員 札幌市立あやめ野中学校 校長
駒木 宏光	札幌市学校図書館地域開放協議会 会長 開成小学校 P T A 会長
下田 尊久	藤女子大学 准教授
高倉 嗣昌	公益財団法人ふきのとう文庫 代表理事
豊田 恭子	(株)バーソン・マーステラ ビジネス支援図書館推進協議会 理事
吉岡 亜希子	父親ネットワーク北海道 事務局長 さっぽろ子育てネットワーク 事務局次長

第3次札幌市 生涯学習推進構想

概要版



平成 29 年 3 月
札 幌 市

生涯学習とは

自らの意思と選択によって、人生のあらゆる過程で、それぞれの興味・関心や生活領域に応じて行われる、様々な学習活動のことです。

また、「誰もがいつでもどこでも」学習することができ、また、学習成果を生かすことのできる社会を「生涯学習社会」といいます。



健康やスポーツに
関すること



まちづくりやボランティアなど
社会貢献のための活動に関すること

社会問題や
市民生活に関すること



様々な教養を高めること

芸術・工芸・芸能・
音楽に関すること



家庭生活に関すること



職業上必要な知識などを
身に付けること

他にも様々な
学習活動が、
人生にあふれて
います



施策の方向性6 いつでも学べる環境づくり

学びたいと思った市民がいつでも学ぶことのできる環境づくりに取り組みます。

施策の展開

- 15 学び直しなどを支える環境づくり
- 16 全ての人に開かれた学びの環境づくり
- 17 情報提供・学習相談体制の充実
- 18 学びを支える人材の発掘・紹介、出前講座の展開

施策の方向性7 まちのどこでも学べる環境づくり

市民がどこでも学べる環境づくりとして、市民自身の手による学びの場づくりや、身近な地域で学んだり、学びを深めたりすることのできる環境づくりに取り組みます。

施策の展開

- 19 学びをコーディネートする人材の育成・活用
- 20 身近な地域で学びを深められる環境の整備 **重点施策**
- 21 時代の変化に対応した生涯学習関連施設の運営、機能強化
- 22 多様な主体が連携した学びの場づくり

Pick up! 図書館と連携した、全市的な生涯学習推進体制の検討

平成28年（2016年）10月、札幌市の附属機関である「図書館協議会」から「生涯学習社会の中で札幌市図書館が果たすべき役割について」答申が出されました。この中では「知の拠点」としての図書館が果たすべき役割として、①物的・人的資源を用いた市民への学習支援②生涯学習施策の基盤③市民の自主的、自発的な活動の場④他施設との連携とアウトリーチ⑤学校教育へのサポート、の5点が挙げられています。今後は、この答申のもと図書館の位置付けを整理し、市民の生涯学習を支援していきます。



えほん図書館



市民交流プラザ

施策の方向性 4 多世代が関わる学びを通じた絆づくりの推進

学びによる社会関係資本（ソーシャルキャピタル。社会・地域における人々の信頼関係や結び付きを表わす概念）の醸成を支援するため、学びをきっかけにした人と人とのつながりづくり—すなわち「絆づくり」に寄与する取組を推進します。

施策の展開

- 11 学習成果の発表や学びをきっかけにした交流の場の充実
- 12 地域と学校が連携する取組の推進 **重点施策**

Pick up! サッポロサタデースクールの拡充

サッポロサタデースクールは、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用したプログラム（学習支援、地域人材活用、企業連携、体育振興など）を、土曜日等に学校施設等を活用して実施する事業です。

今後は、この活動を支える地域の人材（コーディネーターなど）向けの研修を充実させたり、実施校の取組を積極的に情報発信したりすることにより、サッポロサタデースクール実施校を増やします。



アスリートによる走り方教室



ジャンベ太鼓の演奏体験



電機メーカーによる
エコと太陽光発電教室

施策の方向性 5 学びを地域づくりに生かす取組の推進

多様な主体が連携した地域のまちづくりや、市民が学んだ成果を地域のまちづくりに生かす取組を進めるなど、学びによる地域づくりが、地域における様々な主体のつながりを育む取組を推進します。

施策の展開

- 13 地域づくりに向けた学びの推進
- 14 学んだ成果を地域で生かす取組の充実

施策の方向性 1 各世代のニーズに応じた学びの推進

個人の一生涯を「乳幼児期（就学前まで）」「青少年期（概ね 18 歳まで）」「成人期」「高齢期（概ね 65 歳以上）」に分け、各世代に必要とされる学びを推進していきます。関連計画のとの整合性に留意するとともに、ライフステージの特性だけでなく、市民それぞれのライフスタイルについても考慮します。

施策の展開

- 1 乳幼児期からの育ちを支える学びの充実
- 2 青少年期を育む学びの充実
- 3 成人期の多様なニーズに対応するための学びの充実
- 4 高齢期を豊かに過ごす学びの充実

施策の方向性 2 多様な学習機会の提供

多様化・複雑化した課題に対応するための学習機会を提供していきます。施策を進めるにあたっては、各分野の現状を踏まえた各部門別計画との整合性に留意します。

施策の展開

- 5 現代的・社会的な課題に対応した学習機会の充実
- 6 スポーツ・健康に関する学びの充実
- 7 文化芸術に関する学びの充実
- 8 ふるさと札幌に関する学びの充実

施策の方向性 3 社会で活躍できる力を育む学びの推進

市民が主体的に社会に参画し、活躍することのできるような学びを推進します。

施策の展開

- 9 就労へ向けた学びの充実
- 10 まちの活力を高める学びの推進 **重点施策**

Pick up! さっぽろ市民カレッジ「市民活動系」「産業・ビジネス系」講座の充実

さっぽろ市民カレッジは、生涯学習センターを拠点に、「市民活動系」「産業・ビジネス系」「文化・教養系」の3つの体系で実施される学習機会提供事業です。

今後は関係部局と連携し、「市民活動系」「産業・ビジネス系」で、学んだ成果をまちづくりや経済活動に生かすことを念頭に置いた講座を実施し、市民が様々な分野で活躍することにつながる取組を充実させます。



市民カレッジ「社会に役立つ仕事づくり」講座

第3次札幌市生涯学習推進構想

時代の変化等に対応した生涯学習推進の基本的な考え方と方向性を改めて整理し直し、H29年度から概ね10年間、関連する施策を総合的・計画的・体系的に進めていくことを目的として策定しました。

構想で目指す札幌のまちの姿

市民の学びとつながりが 豊かな未来を築くまち さっぽろ

基本施策Ⅰ

学びを生かして未来を創造する人づくり

個人の自立と共生に向けた多様な学びの機会の提供をさらに進めるとともに、学んだ成果を生かし、主体的に社会に参画し、活躍できるよう支援していきます

基本施策Ⅱ

学びで育むつながりづくり

様々な場における多様な人々との学びや成果を生かす取組を通じて、社会との関わりや新たなつながりを見出し、地域をはじめとする様々な場において、コミュニティを築いていくことを支援していきます

基本施策Ⅲ

学びを支える環境づくり

市民がいつでも・どこでも自由に学んだり、活動したりすることのできる環境づくりを支援していきます

施策体系

	基本施策	施策の方向性	施策の展開
基本 施策 Ⅰ	学びを生かして 未来を創造する 人づくり	1 各世代のニーズに 応じた学びの推進	1 乳幼児期からの育ちを支える学びの充実
			2 青少年期を育む学びの充実
			3 成人期の多様なニーズに対応するための学びの充実
			4 高齢期を豊かに過ごす学びの充実
		2 多様な学習機会の提供	5 現代的・社会的な課題に対応した学習機会の充実
			6 スポーツ・健康に関する学びの充実
			7 文化芸術に関する学びの充実
			8 ふるさと札幌に関する学びの充実
		3 社会で活躍できる力を 育む学びの推進	9 就労へ向けた学びの充実
			10 まちの活力を高める学びの推進
基本 施策 Ⅱ	学びで育む つながりづくり	4 多世代が関わる学びを 通じた絆づくりの推進	11 学習成果の発表や学びをきっかけにした交流の場の充実
			12 地域と学校が連携する取組の推進
		5 学びを地域づくりに 生かす取組の推進	13 地域づくりに向けた学びの推進
			14 学んだ成果を地域で生かす取組の充実
基本 施策 Ⅲ	学びを支える 環境づくり	6 いつでも学べる 環境づくり	15 学び直しなどを支える環境づくり
			16 全ての人に開かれた学びの環境づくり
			17 情報提供・学習相談体制の充実
			18 学びを支える人材の発掘・紹介、出前講座の展開
		7 まちのどこでも学べる 環境づくり	19 学びをコーディネートする人材の育成・活用
			20 身近な地域で学びを深められる環境の整備
			21 時代の変化に対応した生涯学習関連施設の運営、機能強化
			22 多様な主体が連携した学びの場づくり

構想の推進のために

構想の実現に向け、他の関連する個別計画（部門別計画）などとの整合性に留意するとともに、札幌市の関係部局をはじめ、関係する機関・団体とも連携を図りながら取り組みを進めていきます。

進捗管理

- 生涯学習総合推進本部（内部委員会）：実施状況の把握、必要事項の検討調整
- 社会教育委員会議（附属機関）：実施状況の報告、行政外部からの意見を聴取
- 構想の評価：アンケート調査を実施し、市民ニーズ及び成果指標の達成状況等を把握

成果指標	H27	H37
生涯学習をしている人の割合	58.6%	65.0%
生涯学習をしている人の中で、現在の学習や活動の環境に満足している人の割合	55.4%	70.0%

推進体制

- 行政内連携の推進と全市的な生涯学習推進体制の再構築
- 大学等高等教育機関・市民活動団体・企業等との連携の推進



生涯学習センター



平成 29 年（2017 年）3 月

発行：札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課

〒060-0002

札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 S T V 北 2 条ビル 4 階

T E L 011-211-3871 F A X 011-211-3873



さっぽろ市
02-501-16-2306
28-2-1317

図書館との連携を核とした新たな生涯学習推進体制の方針【概要版】（1/2）

1 方針策定の趣旨

（1）方針策定の目的

- 第3次札幌市生涯学習推進構想（H29.3 策定、以降“3次構想”）中の検討事項
→第4章-基本施策Ⅲ-施策の展開 20「身近な地域で学びを深められる環境の整備」にて、“図書館を生涯学習の重要な「知の拠点」と位置づけ、生涯学習センターとの連携を強化する

とともに、全市的な生涯学習推進体制の再構築を検討”

→第5章-推進体制

“行政内連携の推進と全市的な生涯学習推進体制の再構築”

- 3次構想の策定を受け、具体的な施策や連携について計画的・体系的に検討し、上記の体制を構想の計画期間内に具体化していくことを目的として策定

（2）位置付けなど

- 3次構想のうち、図書館と生涯学習センターとの連携を核とした全市的な生涯学習推進体制の構築に関する考え方を整理。

2 方針策定において踏まえるべき整理事項

（1）3次構想（一部再掲）

- 図書館を生涯学習の重要な「知の拠点」として位置付ける
- 生涯学習関連施設の中核施設である生涯学習センターとの連携を核とした、全市的な生涯学習推進体制の再構築を検討していく

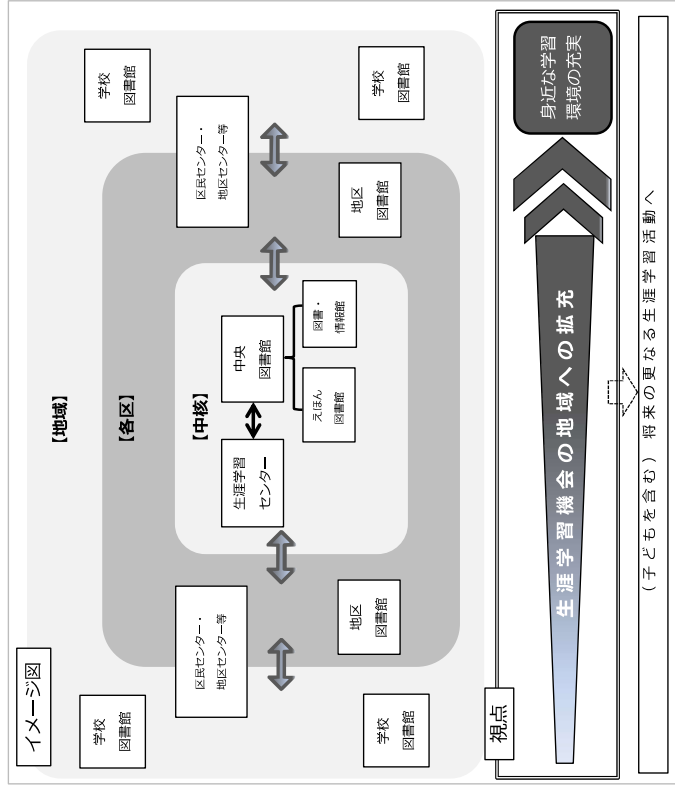
（2）図書館協議会からの答申“生涯学習社会の中で札幌市図書館が果たすべき役割について”

- H28.10 に受けた上記答申により、図書館の果たすべき役割は以下の5つと整理
 - 物的・人的資源を用いた市民への学習支援
 - 生涯学習施策の基盤
 - 市民の自主的、自発的な活動の場
 - 他施設との連携とアウトリーチ
 - 学校教育へのサポート
- #### （3）その他の留意事項
- いくつになっても学び直しのできる機会の充実（「人生100年代構想会議」から）
 - 区民センター・地区センター等（図書室等）を踏まえた地区図書館の位置づけの明確化
 - 公立図書館から学校図書館への支援策の整理

3 新たな生涯学習推進体制と、図書館活用の視点・考え方

（1）新たな生涯学習推進体制のイメージ

3次構想を踏まえ新たな生涯学習推進体制では、重要な「知の拠点」と位置付けた図書館を活用していくにあたり、下図及び視点に留意し、各施設間の連携・取組を展開する。



（2）図書館を活用していく視点と考え方

生涯学習の地域への拡充（⇒身近な学習環境の充実⇒将来の更なる生涯学習活動へ）

- 生涯学習にとって、公立図書館は各区に点在する市民に身近な施設であり、「学びを深める」ことのできる重要な施設
- 学校図書館も地域開放事業によって、全市的な生涯学習を推進するための、地域の学びの拠点として活用・展開
- 「知の拠点」という位置づけである公立図書館と学校図書館の、お互いの「知」の連携を深めていくことで、身近な地域における生涯学習環境を充実させるとともに、子どもの学び方を育む学校教育への支援を展開
- 図書館活用を推進することは、子どもの、将来の生涯学習活動へのきっかけに繋がる

図書館との連携を核とした新たな生涯学習推進体制の方針【概要版】(2/2)

4 各施設における役割・位置付け

生涯学習を推進する各施設の役割・位置付け

生涯学習を推進していく各施設の種別ごと、役割や位置付けを以下のとおり整理した。

ア 生涯学習センター

- ・生涯学習情報や学習機会の提供など、生涯学習を全市へ展開していくうえで、中核となると同時に、地域における講座や市民の交流・活動の場づくりに取り組む

中核施設

イ 公立図書館

(ア)中央図書館

- ・図書館サービスの核として、市内全域を見通した政策課題への対応や調整役として、地区図書館への指導、区民センター・地区センター図書室等へのサポートをする役割を担う。
- ・生涯学習センターと連携しながら、公立図書館による生涯学習を推進するための事業を統括
- ・学校図書館と公立図書館の連携にあたっては、包括的な事業調整を担う

(イ)えほん図書館、図書・情報館

- ・中央図書館の基幹機能の一部を補完しながら、それぞれの特徴を生かした事業を展開

(ウ)地区図書館

- ・各区に配置された地区図書館それぞれの特色を生かして、市民の「学びを深める」ための各区単位の知の拠点として事業を展開する
- ・学校図書館と地区図書館の特色を生かした独自の連携にも取り組む

ウ 区民センター・地区センター等(図書室等)

- ・地域における生涯学習活動の場の要であるコミュニティ施設と生涯学習センターが連携し、市民の学習機会を提供することで、地域の生涯学習の普及振興に寄与
- ・各施設の図書室等においては、「知の拠点」である図書館の役割を補完するものとして、生涯学習センターや公立図書館と連携しながら、より効果的な活用策(連携)を企画、推進するなど「学びを深める」取組を展開

エ 学校図書館

- ・学校図書館の地域開放事業の展開にあたっては、もともと市民に身近な、地域の学びの拠点として、公立図書館との連携を深めることにより生涯学習環境を充実
- ・公立図書館と連携することは、学校教育への支援として、子どもの学び力を育成するとともに、生涯学習の展開をしていく中で、子どもの、将来の生涯学習活動のきっかけづくりに寄与

各区～地域施設

地域施設

5 新たな生涯学習推進体制の構築に向けた主な取組と施策の展開

3次構想に基づく生涯学習推進体制の構築へ向けた指針

- 3次構想の重点施策Ⅲ-7-20「身近な地域で学びを深められる環境の整備」をこの方針における指針と位置づけ、新たな推進体制を担う施設間の連携・取組を推進する。

本方針の指針

身近な地域で学びを深められる環境づくり
(=全市的な生涯学習推進体制の構築)

(1) 中核施設の連携等による主な取組・施策

- ア 図書館と生涯学習センターの事業が連動した講座・講演会の実施
- イ 図書館の講堂等、貸室の一般開放に向けた検討
- ウ ICTを活用した図書館サービスの充実
- エ 生涯学習センターの学習機会のアウトリーチの仕組みの充実
- オ 学びを支える人材の育成・活用機能強化による更なる地域展開

(2) 各区施設の連携等による主な取組・施策

- ア 図書館と区民センター・地区センター図書室等との連携した展示の実施
- イ 地区図書館・区民センター・地区センター等を活用した学習機会の展開

(3) 地域への展開にかかる主な取組・施策

- ア 図書館と地域の学校図書館との連携による、読書活動の推進
- イ 図書館と学校図書館の協力などによる図書館活用PRの推進
- ウ 学校図書館の地域開放にかかる側面的支援
- エ サッポロサタデースクール実施校への運営などの支援

6 進捗管理(本方針の推進にあたって)

- 3次構想は毎年度、その実施状況について進捗管理することとしている。

本方針による推進体制構築に向けた取組についても、上記の進捗管理と合わせて把握していく。

地域の身近な施設を活用した生涯学習について～市民の学びやすい環境づくりのために～（概要版）

I 地域の身近な施設が抱える課題

コミュニティ施設	・地域における学習機会の提供と学習継続の支援の必要性 ・職員を支える取組や体制づくりの必要性
図書館	・読書活動を支える取組の充実 ・図書館の役割を広く捉える必要性 ・図書館に親しんでもらう取組の充実
生涯学習センター	・地域の生涯学習を支援する取組の充実

地域の身近な施設を活用し、市民の学びやすい環境づくりを進めるためには、施設ごとの課題に加え施設全体を通じた2つの課題解決が必要。

II 地域の身近な施設全体を通じた課題

1 地域の学習資源の有効活用

- ・地域特性に合わせた施設運営の必要性

2 各施設における多様なつながりづくり

- ・ノウハウや情報を共有できる仕組みの必要性
- ・生涯学習センターの取組と地域ニーズの擦り合わせの必要性
- ・自発的学習を支える取組の必要性

III 【課題解決のために必要な視点】

学びをコーディネートする人材の配置・育成

- ・学びをコーディネートする人材（コーディネーター）とは、学習成果を生かしたい人等の情報と市民の学習ニーズを結びつけ、自ら学習・交流の場を組織して、様々な課題を学びの手法で解決に導く人材。
- ・「地域の特色やニーズに応じた学びのコーディネート」と「地域の身近な施設間のネットワークづくり」という2つの役割を担う。
- ・第一に、各施設に配置された職員がコーディネーターを担う。
- ・その後、各施設のコーディネーターの支援を得ながら、地域住民の中からコーディネーターとなり得る人材を育成する。また、生涯学習センターが中心となって研修等を開催し、組織的・計画的に育成する。

Point!

2つの課題
に対応する
2つの提言

IV 【提言】

～地域の身近な施設を活用した生涯学習の推進に向けて～

「地域の学習資源の有効活用」の解決に向けて

【提言1】地域に応じた学びの充実

地域住民や地域団体などの参加を促し、地域の特色を生かしながら、地域づくりのための学びを充実させる。取組を3つに整理。

1 地域の人材と学習ニーズの発掘

- ①まちづくりセンターとの情報交換の機会設定、地域・社会貢献事業やCSR活動と連携を進めるための生涯学習センターの相談機能の強化

2 地域課題解決に向けた学習機会の充実

- ②町内会・NPO等との連携による地域課題解決に向けた学習機会の提供、生涯学習センターによる地域課題をテーマとした学習事例に関する情報発信

3 地域住民が親しみを持てる学びの場づくり

- ③様々な用途で図書館を利用できる仕組みの構築、地域住民の企画提案を取り入れた学びの場づくり
- ④学びのきっかけづくりの場としての施設内における交流拠点づくり

「各施設における多様なつながりづくり」の解決に向けて

【提言2】地域における学びのコーディネート機能の強化

各施設がそれぞれの役割に応じたコーディネートに取り組み、地域における学びのコーディネート機能を強化する。取組を4つに整理。

1 学びを支える人材の育成と活用の支援

- ⑤生涯学習センターにおけるコーディネーター育成プログラムの開発・実施
- ⑥生涯学習センターの人材登録・紹介制度と市民講師育成事業の充実

2 学習機会の提供と学習相談窓口の設置・強化

- ⑦終業後の時間を有効活用した様々な学習機会や活動場所の提供
- ⑧学習相談窓口の設置と窓口間の情報共有体制の構築

3 生涯学習関連施設・団体間のネットワークの充実

- ⑨生涯学習センターによる生涯学習関連施設・団体の交流機会の設定
- ⑩生涯学習センターによるICT機器を活用した生涯学習情報を一元的かつ体系的に収集・発信する仕組みの構築

4 読書活動支援の強化

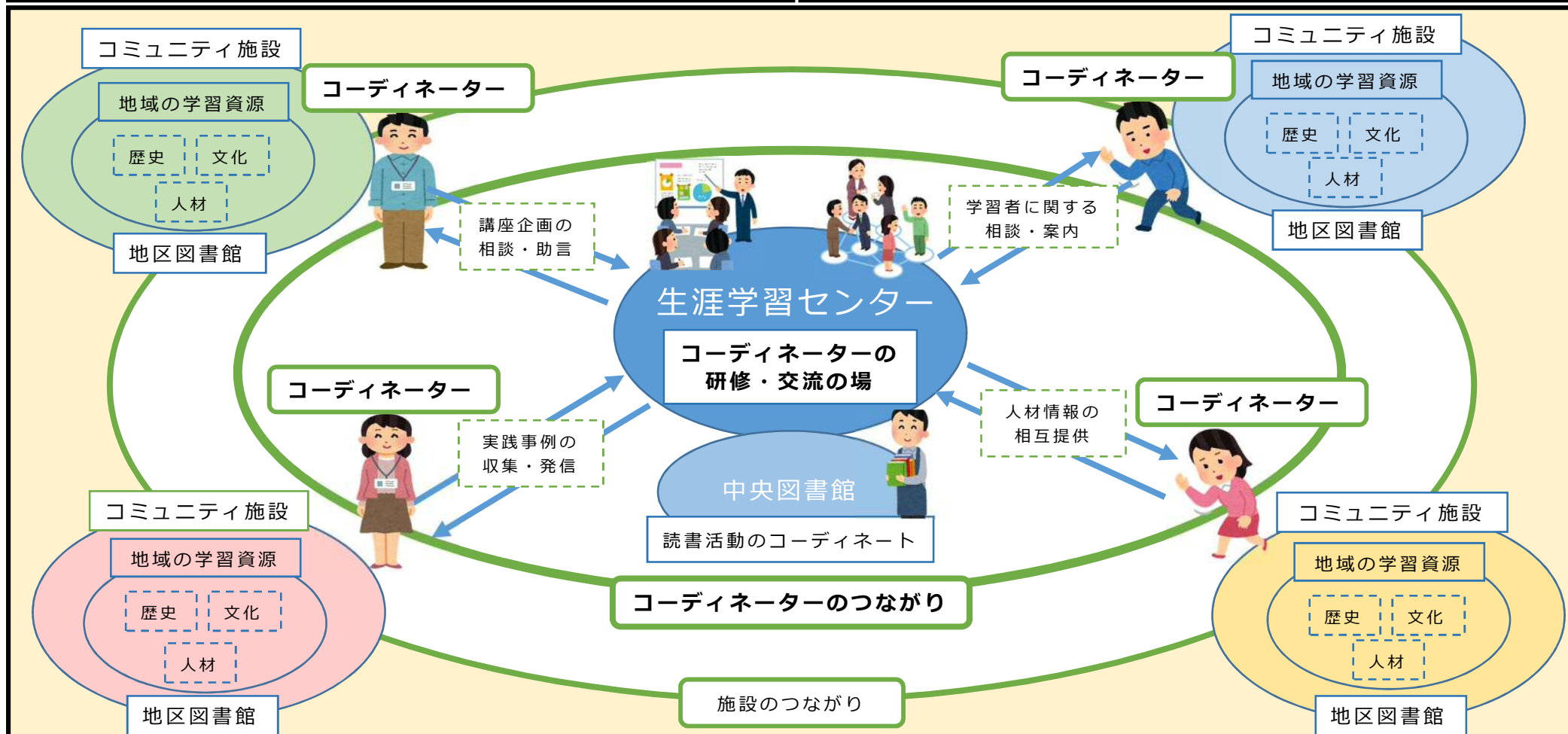
- ⑪図書館を中心とした市民参加型行事の開催、積極的な情報発信
- ⑫図書館を中心とした学びたいすべての市民の読書活動を支えるアウトリーチの充実

地域の身近な施設を活用した生涯学習について（展開イメージ図） ～市民の学びやすい環境づくりのために～

【必要な視点】：学びをコーディネートする人材（コーディネーター）の配置と育成

【提言 1】 地域に応じた学びの充実

【提言 2】 地域における学びのコーディネート機能の強化



札幌市教育振興基本計画

《改定版》

札幌市教育ビジョン

【2014～2023年度】

札幌市教育アクションプラン(後期)

【2019～2023年度】

概要版

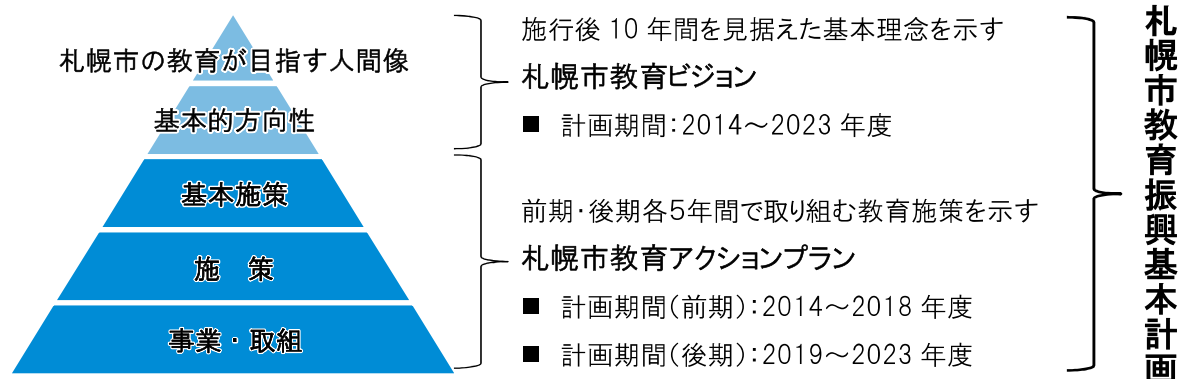


札幌市教育委員会

札幌市教育振興基本計画について

札幌市教育振興基本計画は、札幌市の教育の目標や方向性を明らかにするとともに、これらに基づき、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目指しています。

札幌市教育振興基本計画<改定版>は、2019 年度以降 5 年間の教育施策を示す「札幌市教育アクションプラン（後期）」の策定に伴い、2014 年 4 月に施行した札幌市教育振興基本計画を改定したものです。



教育を取り巻く現状

教育を取り巻く社会経済情勢

（１）人口動態・年齢構成

- 将来的な人口減少や、少子高齢化の進行

（２）家族形態と地域社会

- 三世帯世帯の減少やひとり親世帯の増加など家族形態の変化
- 生活習慣や価値観の多様化などによる、地域における人と人とのつながりや支え合いの希薄化

（３）社会・経済状況

- グローバル化の進展や技術革新の加速
- 子どもの貧困対策の要請
- 多様で柔軟な働き方の推進や長時間労働解消の要請
- 「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組の推進

（４）自然災害の状況

- 北海道胆振東部地震等の経験を生かした、災害に強いまちづくりの要請

国における教育目標・教育政策の動向

（１）教育基本法（最終改正：2006 年 12 月）

教育の目的（第一条）及びそれを実現するための教育の目標（第二条）を掲げています。

(2) 教育関連法（直近5年間の主な制定・改正）

施行	法律名	概要
2015.4	学校図書館法(改正)	学校司書設置の努力義務化 など
2016.4	学校教育法(改正)	小中一貫教育を行う義務教育学校の制度化 など
2017.2	義務教育段階における普通教育に相当する教育の 機会の確保等に関する法律(制定)	不登校児童生徒等に対する支援及び夜間中学における就学の 機会の提供に係る国及び地方公共団体の責務の明確化 など
2017.4	教育公務員特例法(改正)	校長及び教員の資質の向上に関する指標の策定並びにそれを 踏まえた教員研修計画の策定の義務化 など
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(改正)	学校運営協議会の設置の努力義務化 など

(3) 幼稚園教育要領・各学習指導要領

2017年3月以降、各学習指導要領等の改訂が順次公示されました。

(4) 教育振興基本計画

2018年6月に、「第3期教育振興基本計画」が策定されました。

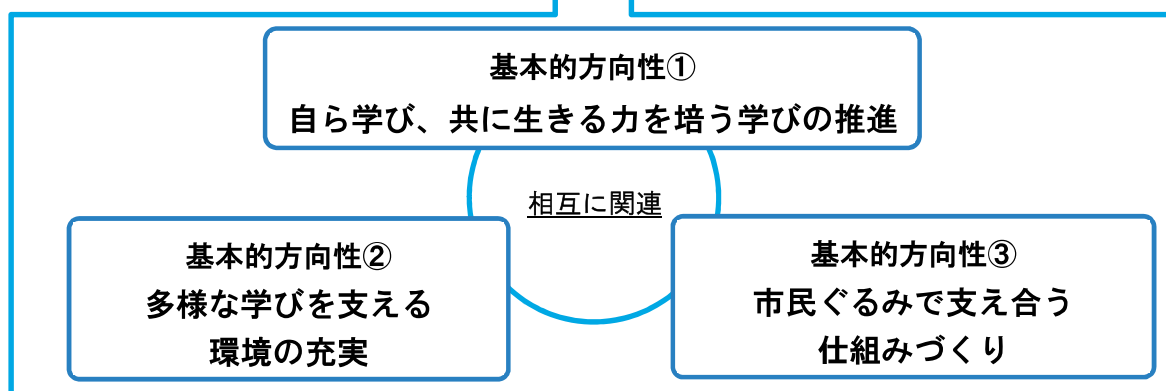
札幌市教育ビジョン

札幌市の教育が目指す人間像

自立した札幌人 すなわち…

未来に向かって 創造的に考え、主体的に行動する人
心豊かで 自他を尊重し、共に高め合い、支え合う人
ふるさと札幌を心にもち、国際的な視野で学び続ける人

三つの基本的方向性に沿って教育施策を展開することで、札幌市の教育が目指す人間像「自立した札幌人」を実現



「自立した」とは？

「自立した」とは、幼児期から育まれる自己肯定感や自己有用感を土台とし、発達の段階に応じて、様々な社会体験を通じ、自らの人生を自らの責任で引き受け、一人の人間として生きる自覚をもち、未来に向かって行動していくことです。

更に、本計画では、他者を自分と同じ「自立した存在」として尊重し、共に支え合いながら生きていく「共生」の思いを併せもつことを含みます。

「札幌人」とは？

「札幌人」とは、札幌の豊かな自然や社会、文化の中で、学び、生活する経験を通して育まれる創造力や豊かな心などの総合的な素養を生かし、ふるさと札幌への思いを心にもち、伝統や文化を尊重しながら、国際的な視野をもって、札幌をはじめ様々な地域や国で活躍する人のことです。

札幌市教育アクションプラン（後期）

前期の振り返り

前期においては、様々な施策を展開し、一定程度の成果や効果を得ることができました。しかし、個別の事業・取組に着目すると、過渡期のものや、更なる工夫・改善の余地があるもののほか、一部の成果指標で、現状値が当初値に比べ目標値から遠ざかっているものがある状況です。

重要項目

教育を取り巻く現状や前期の振り返りを踏まえ、特に力を入れて取り組む項目を設定しました。

1 「学ぶ力」の育成（関連施策：1－1－1）

分かる・できる・楽しい授業や課題探究的な学習の推進などを通して、「学ぶ力」の3要素である「学ぶ意欲（主体的に学習に取り組む態度）」「学んだ力（基礎的・基本的な知識及び技能）」「活かす力（思考力・判断力・表現力等）」をバランスよく育みます。

《主な事業・取組》

- 「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進
- 課題探究的な学習に係るモデル研究の推進
- 「算数にーごープロジェクト」の推進

2 「健やかな体」の育成（関連施策：1－1－3）

生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、積極的に心身の健康の保持増進を図る資質・能力を育みます。

《主な事業・取組》

- 「さっぽろっ子『健やかな体』の育成プラン」の推進
- オリンピック・パラリンピック教育の推進
- 中学校運動部活動における外部人材の活用



3 命を大切にする指導の充実（関連施策：1－2－1）

命はかけがえのないものであることを理解し、自分や他者の生命を尊重することができるよう指導の充実を図ります。

《主な事業・取組》

- 道徳教育の充実
- 子どもを共感的に理解するための教員研修等の充実

4 進路探究学習の充実（関連施策：1－1－5）

主体的に自己の進路を選択するとともに、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための資質・能力を育みます。

《主な事業・取組》

- 小・中学校における進路探究学習の充実
- 市立高等学校における進路探究学習の充実
- 特別支援学級・特別支援学校における進路探究学習の充実

5 札幌らしさを生かした学習活動の推進（関連施策：1－3－1）

「雪」「環境」「読書」の三つのテーマを中核とした「札幌らしい特色ある学校教育」を各園・学校で推進するなど、札幌のまちに根差した豊かな人間性や創造力、情操を育みます。

《主な事業・取組》

- 「雪」に関する学習活動の推進
- 「環境」に関する学習活動の推進
- 「読書」に関する学習活動の推進
- 「ふるさと札幌」を学ぶ機会の充実



6 国際性を育む学習活動の推進（関連施策：1－3－2）

日本の伝統と文化を理解し大切にするとともに、世界の人々の多様な文化や生活習慣、価値観を理解し尊重する態度など、国際社会で信頼と尊敬を得るにふさわしい資質・能力を育みます。

《主な事業・取組》

- 国際理解に関する体験的な活動の推進
- 外国語指導助手（ALT）の活用
- 英語専門教師による小学校の英語教育推進体制の充実

7 生涯学習環境・体制づくり（関連施策：2－2－1）

生涯学習センターや図書館をはじめとする生涯学習関連施設において、時代の変化や市民の多様なニーズを踏まえた学習環境づくりを進めるとともに、誰もが利用しやすい施設整備やサービス・機能の向上を図ります。

また、生涯学習センター・図書館・学校図書館の連携を強化し、より身近な地域での生涯学習環境を整えます。

《主な事業・取組》

- 図書館を活用した身近な地域における生涯学習環境の充実
- 「札幌市図書・情報館」のサービスの充実



8 安心して学ぶための支援（関連施策：2－4－1）

誰もが不安や悩みを抱えることなく安心して学び、自らの能力や可能性を伸ばすことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。

《主な事業・取組》

- 相談支援パートナーの活用
- スクールカウンセラーの活用
- スクールソーシャルワーカーの活用
- 公立夜間中学の設置に係る検討

9 地域に開かれた園・学校づくり（関連施策：3－1－1）

地域全体で子どもを育てるための環境を整え、子どものコミュニケーション力や地域への愛着心を育みます。

《主な事業・取組》

- サッポロサタデスクールの推進
- 学校運営協議会制度の導入に係る検討



施策体系

2019 年度からの 5 年間で取り組む教育施策を設定しました。これらの施策に基づき、学校教育・生涯学習に関わる多様な事業・取組を展開します。

基本的方向性	基本施策	施 策
1 自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進	1 自ら学ぶ喜びを実感できる学習活動の推進	1 「学ぶ力」の育成 重要
		2 幼児期の教育の充実
		3 「健やかな体」の育成 重要
		4 科学的リテラシーの育成
		5 進路探究学習の充実 重要
		6 生涯にわたる学習の基盤となる資質・能力の育成
	2 共に生きる喜びを実感できる学習活動の推進	1 命を大切にする指導の充実 重要
		2 豊かな人間性や社会性を育む学習活動の推進
		3 未来へつなげる思いを育む学習活動の推進
	3 ふるさと札幌のよさを生かした、豊かな創造力を育む学習活動の推進	1 札幌らしさを生かした学習活動の推進 重要
		2 国際性を育む学習活動の推進 重要
	4 特別支援教育の充実	1 一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育の充実
		2 早期からの継続した相談・支援の充実
	5 生涯にわたる継続的・自発的な学習活動の推進	1 多様なニーズに応じた生涯学習活動の推進
	6 一貫性・連続性のある教育活動の充実	1 校種間連携の推進
2 多様な学びを支える環境の充実	1 安全・安心で豊かな教育環境づくり	1 学校教育環境の整備・充実
		2 一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育環境の整備
		3 学校図書館の機能強化
		4 安全・安心な学校給食の提供
		5 安全教育と子どもの安全管理の推進
	2 生涯学習を支える環境づくり	1 生涯学習環境・体制づくり 重要
	3 教職員が力を発揮できる環境づくり	1 教職員の資質・能力の向上
		2 教職員が質の高い教育活動を実現できる環境づくり
	4 学びのセーフティネットの充実	1 安心して学ぶための支援 重要
		2 学びを支える経済的支援
	5 教育の情報化の推進	1 教育活動における ICT 活用の推進
		2 校務の情報化の推進
3 市民ぐるみで支え合う仕組みづくり	1 園・学校と家庭、地域が支え合う仕組みづくり	1 地域に開かれた園・学校づくり 重要
		2 地域の教育力の活用
		3 親子の育ちの支援

※ **重要** は、3、4 ページで示した重要項目に関連する施策です。

成果指標

進行管理の参考とするための成果指標を設定しました。

	成果指標	現状値	目標値
1	難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している子どもの割合	小 6 74.2 % 中 3 68.8 % 高 2 62.9 %	小 5 78.0 % 中 2 72.0 % 高 2 67.0 %
2	将来の夢や目標をもっている子どもの割合	小 6 83.2 % 中 3 70.3 % 高 2 72.2 %	小 5 86.0 % 中 2 72.0 % 高 2 76.0 %
3	1 週間の総運動時間が60分未満の子どもの割合	小5男 6.0 % 小5女 11.4 % 中2男 10.5 % 中2女 25.7 %	小5男 5.0 %未満 小5女 9.0 %未満 中2男 8.5 %未満 中2女 23.0 %未満
4	読書が好きな子どもの割合	小 6 77.5 % 中 3 76.4 % 高 2 72.2 %	小 5 79.0 % 中 2 78.0 % 高 2 75.0 %
5	自分にはよいところがあると考えている子どもの割合	小 6 83.1 % 中 3 79.6 % 高 2 66.3 %	小 5 84.0 % 中 2 80.0 % 高 2 70.0 %
6	人の役に立つ人間になりたいと考えている子どもの割合	小 6 71.9 % 中 3 68.0 % 高 2 49.3 %	小 5 73.0 % 中 2 70.0 % 高 2 56.0 %
7	札幌には、好きな場所やものがあると答えた子どもの割合	小 5 91.3 % 中 2 84.5 % 高 2 78.7 %	小 5 92.0 % 中 2 86.0 % 高 2 84.0 %
8	外国の人と交流したいと思う子どもの割合	小 5 79.9 % 中 2 63.2 % 高 2 64.8 %	小 5 83.0 % 中 2 65.0 % 高 2 69.0 %
9	特別な教育的支援を必要とする子どもの個別の教育支援計画を作成している幼稚園、学校の割合	74.7 %	100 %
10	さっぽろ市民カレッジの受講に満足している受講者の割合	85.1 %	90.0 %
11	図書館の利用に満足している利用者の割合	91.4 %	92.0 %
12	子どもが参加する校種間連携を実施している学校の割合	小学校 99.0 % 中学校 91.7 % 高 校 100 %	小学校 100 % 中学校 100 % 高 校 100 %
13	子どもが自ら身を守ろうとする態度や能力を育む安全教育を実施した学校の割合	小学校 100 % 中学校 100 % 高 校 100 %	小学校 100 % 中学校 100 % 高 校 100 %
14	小・中学校における特別支援学級の整備率	小学校 92.6 % 中学校 84.8 %	小学校 93.0 % 中学校 85.0 %
15	生涯学習関連施設の利用に満足している利用者の割合	86.0 %	90.0 %
16	研修の成果を活用できると答えた教職員の割合	98.9 %	100 %
17	いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合	小学校 93.9 % 中学校 86.5 % 高 校 88.8 %	小学校 96.0 % 中学校 90.0 % 高 校 90.0 %
18	不登校児童生徒の在籍率	1.76 %	1.60 %未満
19	授業や校務にICTを効果的に活用できる教員の割合	71.6 %	77.0 %
20	保護者や地域の人の学校支援ボランティア活動を学校の教育水準の向上に効果的に活用している学校の割合	小学校 91.2 % 中学校 81.8 %	小学校 95.0 % 中学校 85.0 %
21	家の人と学校での出来事について話をする子どもの割合	小 6 78.8 % 中 3 74.8 %	小 5 80.0 % 中 2 77.0 %

- * 現状値:2018 年 10 月までに把握した最新値
- * 目標値:2023 年度までに到達を目指す数値
- * 成果指標1、2、4、5、6、21 の小学6年生及び中学3年生の実態については、文部科学省「全国学力・学習状況調査」の質問項目を活用して把握していましたが、2018 年度の調査において、一部項目の変更及び削除があり、また、2019 年度以降の調査において設定される項目についても見込むことができない状況です。そのため、2018 年度以降は、札幌市教育委員会が独自で実施している既存の調査を活用するなどし、子どもの実態把握を継続します。ただし、既存の調査は、小学5年生及び中学2年生を対象としていることから、目標値における対象学年を「小5」「中2」に変更しています。

計画の推進に当たって

進行管理

- PDCAサイクル【Plan（計画）-Do（実施）-Check（評価）-Action（改善）】の考え方に基づく進行管理を実施します。
- 進行管理に当たっては、「教育委員会事務点検・評価」を活用します。

市民及び関係機関等との連携・協働

- 家庭・地域住民、大学等の教育機関、ボランティア、企業などの多様な主体の協力と参画を得て、教育の更なる充実を目指します。
- 札幌市の関係部局との組織横断的な取組を展開するとともに、国、北海道及びその他関係機関等と連携・協力を図ります。



札幌市教育振興基本計画<改定版> **概要版**
【札幌市教育ビジョン・札幌市教育アクションプラン(後期)】

2019年3月発行

<編集・発行>

札幌市教育委員会生涯学習部総務課教育政策担当

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル

電話番号 (011)211-3829 ファクス番号 (011)211-3828



さっぽろ市
02-S01-18-2756
30-2-1670

○ 関連する主な計画等（国・北海道・札幌市）

図書館の設置及び運営上の望ましい基準【文部科学省告示】

- 知識基盤社会において、図書館が**地域の情報拠点**として重要な役割を担うことを明記
- 各関係団体との連携・協力や、レファレンスサービス等の情報サービスの充実、施設・設備の整備などに努めることを明示

第4次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（国）

- 子どもの**読書習慣**の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進することや、読書への関心を高める取組を充実させていくことを方策として掲げている。
- 家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取り組みを推進し**、子どもたちの読書環境の整備をするとともに、その意義の普及を図る。

第4次北海道子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（北海道）

- 北海道の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、**自主的に**読書活動を行うことができるよう、**家庭・地域・学校等の連携を進め、積極的にその環境整備を図る。**

札幌市まちづくり戦略ビジョン（2013-2022） アクションプラン 2019（2019-2022）

（目指すべき都市像）

- 北海道の未来を創造し、世界が憧れるまち
- 互いに手を携え、心豊かにつながる**共生**のまち

「未来のさっぽろ」の姿

- 誰もが安心して暮らし**生涯現役**として輝き続ける街
- 世界都市としての魅力と活力を**創造**し続ける街

（政策）※読書活動、図書館関連部分

政策分野1「暮らし・コミュニティ」

政策目標2誰もが**生涯現役**で活躍できる街

施策1 地域で共生する環境づくり

- 市民一人一人がお互いを尊重しながら**共生・協働**できる**地域づくり**を推進

- 生涯現役**で生きがいを持って暮らせる環境づくりを進める

施策2 子ども・若者を社会全体で育成・支援する環境づくり

- 子育て家庭が子育てしやすい環境づくりを進める
- 地域**の重要な担い手である子ども・若者に対する**地域資源**を活用した多様な**学びの機会**の創出やまちづくり活動への参加機会の拡充

政策分野2「産業・活力」

政策目標6産業分野の人材を育む街

施策1 将来を担う創造性豊かな人材の育成・活用

- 札幌・北海道の将来を担う**創造性豊かな人材の育成**につなげる。また、優れた人材が持つ知識や経験などを積極的に活用。

札幌市教育振興基本計画（2014-2023）《改定版》

（札幌市の教育が目指す人間像）＝「自立した札幌人」

- 未来に向かって**創造的に考え**、主体的に行動する人
- 心豊かで自他を尊重し、共に高め合い、支え合う人
- ふるさと札幌を心にもち、国際的な視野で学び続ける人

（基本的方向性）※読書活動、図書館関連部分

1 自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進

- 生涯にわたる学習を支える感性、表現力、想像力及び情報活用能力**などを育む。

- 「雪」「環境」「読書」の三つのテーマを中核とした「札幌らしい特色ある学校教育」を各園・各学校で推進するなど、札幌のまちに根差した**豊かな人間性や想像力、情操**を育む。

- 市民の学習意欲を高め、新たな活動に取り組むきっかけをつくるため、「知の拠点」である図書館において、「人と本」「人と人」「人と文化」の**新たな出会いの場を創出**。

2 多様な**学び**を支える環境の充実

- 学校図書館を活用した子どもの読書活動や教科等の充実。また、**読書を通じた、地域の交流の場としての機能を強化**。
- 生涯学習センターや図書館をはじめとする生涯学習施設において、時代の変化やニーズを踏まえた学習環境づくりを進めるとともに、誰もが利用しやすい施設整備やサービス・機能の向上を図る。また、生涯学習センター・図書館・学校図書館の**連携を強化し、より身近な地域での生涯学習環境を整える**。

3 市民ぐるみで支え合う仕組みづくり

- 地域全体で子どもを育てるための環境を整え、子どものコミュニケーション力や**地域**への愛着心を育む。
- 子どもの基本的な生活習慣・生活能力の形成などを養ううえで、大きな役割を果たす家庭教育力の向上、親子がともに成長できる機会の充実を図る。

第3次札幌市生涯学習構想（2017-2026）

（目指すさっぽろのまちの姿）

「市民の**学びとつながり**が豊かな未来を築くまち さっぽろ」

（基本施策）

1 学びを活かして未来を想像する人づくり

- 個人の自立と**共生**に向けた多様な**学び**の機会の提供をさらに進めるとともに、学んだ成果を生かし、主体的に社会に参画し、活躍できるよう支援。

2 学びで育むつながりづくり

- 様々な場における多様な人々との**学び**や成果を生かす取り組みを通じて、社会との関わりや新たなつながりを見出し、**地域**をはじめとする様々な場において、コミュニティを築いていくことを支援。

3 学びを支える環境づくり

- 市民がいつでも・どこでも自由に学んだり活動したりすることのできる環境づくりを支援

（重点項目）※図書館関連部分

- 「**身近な地域で学びを深められる環境の整備**」

全市的な生涯学習推進体制の再構築の検討⇒「図書館との連携を核とした新たな生涯学習推進体制の方針（以下「方針」という。）」（H30.4 教育委員会）を策定。

（方針における図書館を活用する視点）

- 生涯学習機会の地域への拡充**⇒身近な学習環境の充実

第4次さっぽろ子ども未来プラン（2020-2024）

（基本理念）

- 子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち

（基本的な視点）

- 視点1 子どもの視点
- 視点2 すべての子どもと子育て家庭を支える視点
- 視点3 成長・発達段階に応じて長期的に支える視点
- 視点4 **地域**連携と庁内連携により社会全体で支える視点

（基本目標）

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

●基本施策1 充実した学校教育等の推進

札幌市の教育が目指す人間像「自立した札幌人」の実現に向け、自ら生きていく中で学びを主体的に捉えることができるよう、学校教育の段階から、連続した学びの体制を整備するとともに、子ども一人一人の心身の発達の段階と学校や**地域**の実態を踏まえ、札幌の自然や社会、文化などの豊かな環境を生かしながら、「学ぶ力-知-」「豊かな心-徳-」「健やかな体-体-」の調和のとれた生きる力を育む。

●基本施策3 地域における子どもの成長を支える環境づくり

子どもの健やかな成長を支えるためには、社会全体で子どもを育むことが必要だが、その中でも、子どもたちが安全・安心に暮らす居場所であり、大人と子どもが交流し、そして、子どもがスポーツ・文化活動などの多彩な活動を展開できる「**地域**」での多様な取組が必要。

さっぽろ障がい者プラン 2018 （障がい者計画 2018-2023、障がい福祉計画・障がい児福祉計画 2018-2020）

（基本理念）

「障がいのある人もない人も、その命の尊厳が当然に保障され、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う**共生社会の実現**」

（計画目標）

- 地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 施設、病院から地域への移行推進と地域生活を支えるためのサービス提供基盤の一層の充実
- 市民、事業者、行政などの連携強化による地域の福祉力の向上
- 障がいのある子どもへの支援
- 障がいを理由とする差別の解消

（施策展開）

施策分野5 スポーツ・文化の振興

●基本方針1

スポーツや文化芸術活動等を通じて、障がいのある人と障がいのない人との交流の機会を提供し、障がいのある人に対する理解促進を図る。

●基本方針2

障がい者スポーツ、障がい者の文化芸術活動を支援し、障がいのある人の体力の増強や交流、余暇の充実を図ることで、心豊かな地域生活を支援。

■基本施策1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

障がいのある人がスポーツや文化芸術活動に気軽に参加できるよう、施設のバリアフリー化や活動機会の充実に努める。

（重点取組）

○学習機会の提供（さっぽろ市民カレッジ）

市民の自己啓発や生きがいづくりを支援するとともに、学習した成果を**地域**の発展などにつなげることを目指して、生涯学習センターを拠点として、市民の多様な学習ニーズに対応する学習機会を提供します。当該事業の中で、社会技能の向上等に資する講座を開講し、障がいのある人も含め、誰もが気軽に参加できる学習・活動機会の充実に図ります。

○障がいのある人への読書活動の推進

身体障がいや発達障がいなど、様々な障がいのある人への支援や、利用しやすい図書館づくりを進めます。